

西学区自主防災協議会 規約

(名 称)

第 1 条 この会の名称は「西学区自主防災協議会」（以下「本会」と表す）と称する。

(本部事務所)

第 2 条 平常時の本部事務所は西公民館へ置く。
2. 災害時の災害対策本部は西小学校へ置く。

(組 織)

第 3 条 本会の組織は、西学区内に居住する全住民を基軸にし、各町内会及び組織図で示す各民主団体をもって構成し、各町内に組織する防災会と緊密な連携をとる。

(目 的)

第 4 条 本会の目的は、住民の隣保共同の精神に基づき、災害の発生に備え防災に関する住民の意識高揚に努め、災害発生時には自主的に初動体制を確立し、災害防止・軽減に努め、関係防災機関と連携し、住民の互助活動組織としての役割に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の各事業を行う。

- (1) 防災に関する学区内住民への普及活動。
- (2) 各町内住民並びに災害弱者の把握と名簿を作成し保管する。
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災資機材や各種非常物資の備蓄に関する事業。
- (5) 災害発生時の初期作業として情報の収集・伝達作業と関係機関との条件交換、火災発生の予防と消火作業、救出・救護作業、避難場所の選定と避難誘導作業、避難住民などの給食・給水作業、その他応急措置に関する事業。
- (6) その他目的を達成するための必要な事業。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名（西学区町内会連合会長が担当する）
- (2) 副会長 6名（西学区内の全町内をA B C Dのブロックに分け、それぞれから1名と構成団体長から2名担当する）
- (3) 防災士 西学区に居住する防災士・防災リーダーで防災に関し、協力して
防災リーダー いただける者
- (4) 事務局 1名（西公民館長が担当する）
- (5) 班長 5名（それぞれの班を構成する団体長の中から会長指名する）
- (6) 幹事 班長以外の構成団体長
- (7) 防災指導員 各町内の副会長
- (8) 副班長 構成団体別に各ブロックより1名（構成団体長が指名する）
- (9) 会計 1名（町内会長、構成団体長の中から会長が指名する）
- (10) 会計監査 2名（町内会長、構成団体長の中から互選する）

2. 本会に相談役を置くことができる。

- (1) 相談役 若干名（会長が幹事会の承認を得て選任する）

(役員任期)

第 7 条 本会の役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
- (2) 補欠選出役員は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第 8 条 本会の役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統制する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が本会の統制が出来ないときはこれを代行する。
各ブロック選出の副会長は当該ブロックに所属する町内会を代表する。
- (3) 西学区防災士・防災リーダーは防災に関するアドバイザーとする。
- (4) 事務局は、本会の事務を担当する。
- (5) 班長は、当該班の任務が速やかに遂行できるよう指揮する。
- (6) 幹事は、当該班の任務遂行に協力し、出身構成団体の副班長を統括する。

- (7) 防災指導員は、防災に関する知識を習得し、各町内で、普及・啓発活動を行う。
 - (8) 副班長は、所属班の所属ブロックの副班長と協力し当該任務を遂行する。
 - (9) 会計は、本会の会計を担当する。
 - (10) 会計監査は、本会の会計を監査し会議で報告する。
 - (11) 相談役は会長の招へいにより会議に出席し意見をのべることができる。
- *各班の任務は別紙「西学区自主防災協議会組織図」に掲載のとおりとする。

(地域編成)

第9条

西学区を次のように4つのブロックに地域編成しブロックごとに協力して防災活動ができるように努める。

Aブロック(6地域)

本丸町内会、丸之内町内会、西堀端町内会、西町北町内会、長者町町内会、本庄中2丁目町内会

Bブロック(5地域)

三之丸町内会、東桜町町内会、西町南町内会、協和会町内会
池之淵(国道より北側、池之淵北と表示する)町内会

Cブロック(4地域)

西桜町町内会、親和町内会、池之淵(国道より南側、池之淵南と表示する)町内会、南本庄自治会

Dブロック

佐波町内会、神島町内会

(平常時の会議)

第10条 本会の会議は次のとおりとし、会長が招集し会議の議長になる。

(1) 本部会議

- ①会長、副会長、防災士・防災リーダー、事務局長、班長を持って構成し、本部役員となる。
- ②本部に必要な事項を審議・企画立案する。

(2) 幹事会議

- ①本部役員のほか、会計、会計監査、幹事、各町内会長、防災指導員を持って構成する。
- ②本部会議で企画立案した条件を審議決定する。
- ③本会議を総会とすることができる。

(3) 総会

- ①定期総会は年1回開催し、必要な案件を決する。
- 2. 本会の決議は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(災害対策本部の設置)

第11条 災害発生時には災害対策本部を設置する。

- 2. 災害対策本部は会長が招集し西小学校に設置するが、会長が招集できないときは本部役員が速やかに出動して設置し、本会を統制する。
- 3. その他の役員は、速やかに災害対策本部に出動して、割り当てられた任務に就くと同時に、副班長は班長の指揮下に入る。
- 4. 各班を構成している団体の副班長以下の役員も、(3)と同様出動し所属班の班長副班長の指揮下に入る。
- 5. 上記2. 3. 4. は自身の家族・家屋などの安全を確認の後出動することとする。
- 6. 被害が甚大で居住している町内の防火・救出作業などを優先することで、災害対策本部に出動できない場合はこの限りではない。
- 7. 特に災害時には情報の迅速化と正確さが人命を左右し被害を拡大させないこととなるので被害甚大町内の情報班は当該町内の被害状況を速やかに把握し、災害対策本部に通報してその対策を当該町内会に通報する。

(組織図)

第12条 本会の組織図は別に定める。

(各町内の防災会)

第13条 西学区の各町内に〇〇〇防災会を設置する。

- 2. 「西学区自主防災協議会」の町内版を組織し、本会と緊密な連携をとり防災作業を行う。
- 3. 各町内の防災会の規約、組織図は当該町内会で作成する。

(会計)

第14条 本会の会計は次のとおりとする。

2. 本会の運営経費は、各町内会、構成団体から負担金、寄付金、補助金などをもって当てる。
3. 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(その他)

第15条 本会の規約は平成14年2月21日から実施する。

2. 本会の規約は全部改定し平成15年1月28日から実施する。
3. 本会の規約は一部改定し平成17年5月17日から実施する。
4. 本会の規約は一部改定し平成29年3月29日から実施する。